

尾張旭市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成30年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

会計課

3 監査の期間

平成30年1月25日から平成30年2月28日まで

4 監査の方法

平成29年度（平成29年12月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

6 要望事項

毎年度後半にかけての時期は、収入額と比較して支出額が大きく増加するため、資金の運用について苦慮しつつ注意を払って対応しているところであるが、収入の確保という点から、国からの補助金の支払い時期がもう少し早くなならないものかと考える。例えば、国においては、法令等の整備により公共工事の代金の前払いを推し進め、早期の支出を求めている。その一方で、歳入される補助金については依然として年度末にしか国から入って来ない状況である。このような状況では、収支の差はますます大きくなり、やりくりが大変になることが予測される。補助金の歳入時期が早くなるよう、国県に働きかけていくことを担当課に要望されたい。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

教育委員会（教育行政課、学校給食センター、瑞鳳小学校、旭丘小学校、三郷小学校、生涯学習課、図書館、文化スポーツ課）

3 監査の期間

平成30年1月25日から平成30年2月28日まで

4 監査の方法

平成29年度（平成29年12月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項

(1) 就学援助特別支援教育就学奨励費関係綴外において、鉛筆による補筆や修正が見受けられる。担当者から回議された決裁文書について、上司等の修正が著しい場合は原案を廃案とし、新たに起案するなど適切な方法で訂正する必要がある。

また、付箋紙の貼付や鉛筆書き等による記録の保存は、組織共用文書に当たらないことから、関係綴りに保存することは、文書管理の観点から適切ではない。

(2) 新入学児童の入学記念品購入について、設計書が作成されていない。また、中学校卒業記念品購入について、予定価格書が作成されていない。

尾張旭市契約規則第26条により、随意契約によろうとするときは、仕様書設計書等により予定価格を定める必要がある。（以上、教育行政課）

(3) ウォータークーラー及び自転車の廃棄処分について、物品不用決定伺書の作成がされず、物品出納員と協議を行うことなく廃棄している。

尾張旭市物品管理規則第18条及び第19条に従い、物品出納員と協議を行ったうえで、売却、譲渡又は廃棄する必要がある。（図書館）